

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

---

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 初めに、10番、小笠原憲昭君の登壇を求めます。

〔10番 小笠原憲昭君登壇〕

○10番（小笠原憲昭君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

初めに、ジャガイモ栽培についてお伺いをいたします。

大手菓子メーカー、カルビー株式会社に、小坂町産のジャガイモがポテトチップスとして使用されるという久しぶりに夢のある大きな話題に、町民の多くは大変期待をいたしましたし、私もそのうちの一人であります。

11月29日の本定例会初日に、町長から、加工用ジャガイモ栽培試験の実施状況について町政報告がございました。このことを踏まえながら、さらに理解を深めるために、また確認の意味を含めて質問をさせていただきたいと思っております。

ジャガイモ栽培については、去年は川上地区の真木平を圃場として選定をされました。し

かし、その場所は、雪消えが遅いことにより植えつけがおくれ、メーカーの求める基準に達することができませんでしたし、収穫時には収穫用の機械を借用することができませんでした。このような説明があり、昨年は出荷に至らなかったものと私は認識をしております。

この反省を踏まえ、本年は雪解けが早い上向地区の大森に圃場を移されました。結果として、期待されたでん粉の比重も買い取り基準の1.08、サイズもMサイズ以上が89%で、成熟度も良好とのことのでございました。

このことから、私は、本年からメーカーに買い取りいただけるものと思いましたが、町政報告によれば、この品質であれば来年度出荷契約を結んだ上で買い取りが可能との話がありましたので、来年春には出荷契約を結び、出荷までのルートを確認したいと考えております。このように町長から報告をいただいたところでもあります。

なぜ、ことしからメーカーに買い上げをしていただけないのか、私には理解ができませんので、これまでの経緯と今後の展望について、具体的にわかりやすくご説明をいただきたいと思っております。

次に、災害対策について質問をいたします。

11月22日、中央地区自治会連絡協議会主催による中央地区町政座談会が開催されました。テーマは町の防災計画、災害対策についてであり、対策の概要や避難方法、避難場所、町の役割や地域との連携について理解を深めたところがございます。

このごろは、「50年に一度」とか、「これまでに経験したこともないような大雨」などと表現される異常気象に見舞われることが多くなっております。しかし、幸いにして、今のところ大きな災害も小坂町にはなく、住みやすいところだと町民は思っております。いついかなる事態が生ずるかわかりませんので、常に災害に備えていかなければならないものと思っております。

我が町は周囲を山に囲まれ、その山は火山噴火によるシラスと言われる地質で成り立っております。このことから、大雨が降りますと、土砂災害が発生する度合いは極めて高いのではないかと懸念をしております。土砂災害の指定、または懸念される地区には、やみくもに不安をあおるのではなく、正しく地域の状況を理解させ、いざというときの対処について取り組み方など、積極的に指導すべきと考えます。

町からの説明の際には、防災対策の基本として、自分の身の安全はみずからが守る自助、地域住民が連携して、地域の安全はみんなでする共助がまずもって必要とされておりました。そのため、自主防災組織の必要性があるとされておりますが、我が町は組織率38.9%で県

平均67.8%から見て大変に低い状況とのことであります。

そこで、思うには、担当部署が町内各地に積極的に出向くなど、防災について地域を挙げて取り組むべき事柄について指導することが、経費をかけずに大きな効果を生み出すことになるのではないかと考えます。新年度の行政執行に当たり、このことについてご検討いただければと思い、質問をしております。

次に、河川の氾濫についてであります。1級河川は国・県の管理でありますから、今のままで本当に大丈夫なのかと心配をしております。小坂川を見ますと、上流から下流まで至るところ川底は浅くなり、真ん中や偏りの部分しか水は流れておりませんし、草や木が繁茂している箇所がたくさん見受けられます。果たして、1時間に50mm以上、100mm以上と大雨が降っても耐え得る川なののでしょうか。ぜひ、国・県には機会あるごとに、これらの現状を強く訴えていただきたいものと考えます。

また、町が管理している中小河川や用水路は管理が十分なののでしょうか。これまでの常識が覆される自然状況は、地球温暖化がおさまらない限り、年々激しさを増していくことが想定されます。厳しい予算の中での河川のしゅんせつ、護岸整備は大変なこととは思いますが、手を加えるべきところに手を加えなければ、これは人災と言いかねないこととなります。安心・安全のまちづくりにさらなる傾注をしていただきたいと思います。

次に、国際交流について質問をいたします。

第5次小坂町総合計画の後期基本計画の基本目標に、「人のつながりを育むまち」としてJICA研修員との交流などで、外国への理解、交流が図られていますとされております。2017年までは、日本の政府開発援助を一元的に行う独立行政法人国際交流機構JICAが、開発途上国への国際協力事業の一つとして、小坂町で研修を行ってきたものと思っております。このことがどうしたのか、昨年、本年と実施されておられません。なぜ、そのようになっているのかお尋ねをいたします。

最後に、学校運営協議会制度、コミュニティスクールについて、教育委員会にお尋ねをいたします。

初めに、おわびと訂正について述べさせていただきますが、当初、発言通告書には、「地域運営学校制度について」といたしました。通称コミュニティスクールと言われておりますことから、報道各社はわかりやすくするため「地域運営学校」としております。文部科学省の法律上では、学校運営協議会と規定されておりますことから、質問事項を規定されているように訂正をさせていただきました。議会事務局や教育委員会には、大変にご迷惑をおかけ

したことをこの場で深くおわびを申し上げます。

さて、学校運営協議会制度についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年4月に一部改正されました。第47条の6に、教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないとされたところであります。

学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や、さまざまな課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議するため、教育委員会によって学校に設置される協議会を置くようにとされたところであります。

さらには、協議会にとどまらず、放課後子供教室のような放課後の学習活動や自然体験活動や社会奉仕活動がよりスムーズに展開されるよう、地域学校協働活動に係る連携協力体制のための地域学校協働本部設置も求められておるところであります。

これらのことをどのように受けとめ、教育委員会は制度に規定された学校運営協議会を設置するお考えがあるのかお伺いをいたします。

以上で、発言通告書に基づき質問をさせていただきました。ご答弁をいただいた後、順次再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、10番議員の一般質問に対し、町長並びに教育委員会教育長の答弁を求めます。

まず、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目のジャガイモ栽培についてのお尋ねであります。

現在、秋田県が進めております大規模園芸団地推進プロジェクトの一環として、町では、カルビーポテト株式会社の協力により、加工用バレイショの試験栽培を進めており、ことしで2年目となりました。試験栽培は、関係機関等で加工用バレイショ試作協議会を組織し、県からの支援を受けながら北海道産が出回る9月前の出荷を目指し、10a当たり3tの収穫を目標に行っております。

1年目である昨年は、真木平地区に試験圃場を1ha確保し、とよしろとオホーツクチップの2品種で実証試験を行いました。試験結果としては、試験圃場の雪解けが遅く、植えつけ

時期がおくれたことと、地形的に圃場が北向きで日照が確保できず、乾燥が不十分であったため育成状況が不良となり、圃場の一部で収穫作業ができず、収量が上がらず、反収で10 a 当たり418kgとなりました。反省点として、4月に植えつけを実施するためには、雪解けが早く、乾燥した圃場と植えつけ機の確保、適切な除草と病虫害防除、適期の収穫作業が課題となりました。

今年度は、この反省を踏まえ、圃場を雪解けが早い鵜地区に変更し、50 a で実施いたしました。最終的な試験結果は、鹿角地域振興局農業改良普及センターで現在取りまとめ中ですが、7月下旬に行った株の掘り取り調査では、芋の成熟度合いはよく、収量も10 a 当たり3 tを上回ると試算されました。

この結果を持ってカルビーポテト株式会社を訪問し、品質等の確認を求めたところ、でん粉比重や形状については買い入れ基準に到達しているため、来年度は、春先に出荷契約を結んだ上で買い取りが可能とのことでありました。そこで、来年度、春には出荷契約を結び、出荷までのルート及び手順を確認したいと考えております。

なお、今年度の収穫であります、8月下旬を収穫目標として栽培しておりましたが、関東地方や東北南部での台風等の影響で、カルビーポテト株式会社から借用する収穫機の到着がおくれ9月末にずれ込んでしまいました。その影響で、収穫量は目標を大きく割り込むものと見込まれております。原因として、収穫時期がずれ込んだことによる二次成長による形質不良や黒あざ病、ケラ等の食害による廃棄ロスが多かったためと考えております。

来年度は、これまでの反省を踏まえながら、農家への普及を図るための試験を行いたいと考えておりますが、2年連続で発生した植えつけと収穫のおくれを改善しなければ、作付農家への普及が見込めないと考えております。今後は、大規模作付が可能な農家と検討を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の災害対策についてのご質問は、土砂災害、河川氾濫への対策についてのお尋ねであります。

土砂災害対策としましては、地すべり、土石流、山腹崩壊などの土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難対策の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住民移転などの総合的な対策の実施をし、土砂災害の防止を図ることを方針としております。この方針に基づき、秋田県より公表された小坂川浸水想定区域と土砂災害危険区域をもとに、平成27年度4月に作成した公共ハザードマップを住民への周知を図るために、町内の全世帯に配布しております。

洪水ハザードマップとは、100年に一回程度の大雨、24時間の総雨量254mmを想定し、河川が氾濫した場合や土砂災害が発生した場合に備えて、地域住民の方々が素早く安全に避難していただき、被害を最小限に抑えることを目的として、被害の想定される区域、被害の程度及び避難施設等の情報を地図上に表示したものであります。

現在、秋田県において河川の洪水浸水想定区域の見直しを進めていて、想定し得る最大規模の降雨による河川が氾濫した場合に想定される地域を洪水浸水想定区域として指定し、公表することとしております。小坂川については、来年度中に公表予定となっていることから、そのデータをもとに、来年度以降においてハザードマップの見直しを予定しているところでございます。

次に、河川氾濫対策についてであります。

鹿角地域の県管理河川の減災対策については、秋田県、鹿角市、小坂町及び関係機関による鹿角地域県管理河川減災対策協議会を設置し、定期的協議を行っているほか、鹿角地域県管理河川減災計画取組方針及び実施計画を策定し、取り組みを進めております。

小坂町管内の県管理河川は、小坂川、荒川、砂子沢川、古遠部川の4河川となっており、取り組み方針に基づき、小坂川等の計画的な州ざらいの実施をしているほか、ことし4月からは、小坂川の中島橋、荒川の荒川橋、砂子沢川の真木ノ平橋、古遠部川の若木立橋の町内4カ所の危険管理型水位計を設置し、観測をしております。

管理河川については、計画的に河川しゅんせつを実施しているほか、溢水のしやすい松木沢川などを中心に護岸工事を行っております。しかし、財政措置がなく、一般財源での充当事業となっていることから思うように進まない現状ではありますが、継続的に事業が実施できるよう努めてまいります。

なお、国では、来年度予算において、河川のしゅんせつに対する地方財政措置の創設を検討しているとのことですので、動向を見守りたいと思っております。

3点目の国際交流についてのお尋ねでございます。

町の国際交流は、平成4年から始まったJICA研修員の受け入れを中心に推進してきた歴史があります。最近では、アキタ・イナカ・スクールの誘致など、国際交流活動の幅は広がってきたと感じているところでございます。

その基礎は、やはりJICA研修員の受け入れの活動が根幹にあるものと考えております。このJICA研修員ですが、平成30年2月の地質探査のための情報マネジメントコース以後のJICA研修員の募集が停止となりました。町では、この事態に危機感を持ち、国際資源

大学校の運営母体であります国際資源開発研修センター、秋田県にも協力を求め、研修再開の要望活動を始めました。

平成30年7月には、私も直接JICAを訪問し、次年度以降の研修事業の再開を求め、秋田県では、ことし10月に、JICAや関係国の大使館を訪問し、研修事業の再開と研修員の送り出しについて働きかけをしていただきました。その成果もあり、詳細は未定ではありますが、来年度の研修事業の実施が決定し、14カ国19人の研修生が小坂町で行われるとの情報が伝わっております。今後も国際資源開発研修センター、秋田県とも連携して、町での研修の実施をJICAに対して継続的に求めてまいりたいと考えております。以上のこれまでの経緯に関しましては、議会及び町民の皆様には報告が十分になされていなかったことをおわびいたします。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（澤口康夫君） 10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

4点目の学校運営協議会制度について、制度導入の考えはあるかというお尋ねであります。

学校運営協議会制度は、保護者や地域の皆さんのさまざまな意見を学校運営に反映させ、学校と家庭、地域が協働で「地域とともにある学校づくり」を進めるために、平成16年9月に法改正により導入された制度です。児童虐待の増加や貧困問題、地域社会のつながりや支え合いの希薄化など、子供たちを取り巻く環境の変化、また教職員の多忙化など、学校が抱える課題も多様化・複雑化しております。学校と保護者、地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち、一体となって地域の子供たちを育てていくことは、子供の豊かな育ちを確保するとともに、地域のきずなを強めることにもつながります。

学校運営協議会制度を通じて、多くの地域の方や保護者が学校運営に参画することで、子供たちにとっては学びや体験活動が充実し、地域の大人と触れ合う中で地域の担い手としての自覚が芽生えます。また、地域の方の理解と協力を得た学校運営により、学校は地域の人材を活用した教育活動ができます。保護者にとっても地域の方との人間関係が構築され、地域は経験を生かしたボランティア活動を通して生きがいを感じたり、防犯・防災の体制づくりにも活用できます。このように、学校が地域とつながり、地域の創意工夫で特色ある学校づくりが進み、地域全体の活性化も期待した制度です。

現在、学校では、開かれた学校を目指し、保護者や地域の方々の意見を聞くための学校評議員制度を導入し、自己点検・自己評価の取り組みをしております。この学校評議員制度は、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べることはできますが、学校運営に直接関与したり、決定をしたりするものではありません。対して学校運営協議会は、法律に基づき学校運営に関する基本的な方針を承認したり、教職員の採用等に関して意見を述べるなど、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する機関であり、学校運営協議会の意見を踏まえ、学校運営が進められることとなります。

なお、平成29年改正により「学校運営協議会を置くことができる」から「置くように努めなければならない」に、また「それぞれの学校ごとの設置」から「2つ以上の学校について1つの学校運営協議会を置くことができる」と変更されました。

国では、2022年度まで、全国の中学校区全域での設置を目指しており、改正により当町のような小・中一貫校では、連携した学校運営協議会の設置も可能となりましたので、学校運営協議会制度導入に向けて、準備をしていきたいと考えております。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1のジャガイモ栽培についてであります。根掘り葉掘り伺いたいと思っております。

これまでの経緯についてであります。北海道だけでジャガイモを産地化すると、いろいろな自然災害等で、メーカーとしては非常に原材料の確保が難しい場合があると。そこで、産地を分散化することによって、メーカーとしての製造に支障のないようにと、このような考え方から、産地をあちらこちらというふうに拡大しようという戦略があるのかなと思っております。そもそもこの小坂町が、ジャガイモ栽培に取り組もうとしたきっかけは何であったのか、その辺からお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） ジャガイモ栽培への取り組みについてお答えしたいと思います。

まず、初めに、メーカーとしてのメリットは、今、議員がおっしゃったような内容だと思います。今現在、秋田県全体として大型園芸産地、俗に言うメガ団地構想という形で、各地



域ごとにいろんな品目で大きい野菜の団地をつくっていかうという構想がございます。そういった中で、ジャガイモの栽培について、小坂町で取り組んではどうかというふうな形で県のからの勧めもあって、取り組んだというふうな経緯がございます。それで、またカルビーさんとの中についても、県が中に入って、つないでいただいたということでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 私が聞いた、これは鹿角振興局から聞いた話では、東北では横浜町でもジャガイモ栽培に取り組んでいると。ああ、なるほど、横浜町は菜の花をつくっているなど。そうしますと、菜の花は連作障害が起きると、そのために連作障害が起きるところでジャガイモを植えることが可能かなと、そういうふうなこともあって、我が町も菜の花の栽培進めているわけですから、そのことからしても、ジャガイモというのはすごく取りつきやすい、そういう作目であったのかなと、私なりにそう解釈したわけですが、このジャガイモ栽培は連作障害ということは心配はないものですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） ジャガイモにつきましても、菜の花同様、連作という障害が発生してきます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そういう観点もあって、そうしますとジャガイモは取り組みやすかったということが我が町が取り組むきっかけにもなったと考えていいのですか。そうではなくて、今、メガ団地化するための別の作物を産地化するためにやってきたのだと、そういう解釈ですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 取り組みについて、当初は県のメガ団地というふうな中で、カルビーさんとの間を県に取り持っていただいたという一つの流れと、もう一つは今言ったように、連作障害というものがついて回りますので、農作物のブロックローテーションというふうな、そういったいろいろな考えの中で、菜の花への取り組みの一つとして有効であるというふうな考えの中で、現在、上向などの台地のほうで栽培しておりますが、行く行くは田んぼのほうの転作の対応とか、そういった部分についても拡大していきたいなというふうには考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうでなくても農業の担い手不足が盛んに言われている。そして、

高齢化が言われると。そこにまた、新しいこういうジャガイモに取り組むと。しかも、これはかなり大規模でやらないと採算ベースに乗らないと。生食に比べて、菓子メーカーの材料として出荷すると、ほぼ値段は半値ぐらいたと、そう言われておるわけですから、相当の規模を拡大したやり方で、大型の機械を使った農業形態という形になるろうかと思うんです。そうしますと、今までのお話を伺っていると、再三にわたって機械がスムーズに入っていない、この機械の確保ということは今後どう考えておられるんですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 機械につきましては、やはり小坂町については試験栽培で小規模ということで、どうしてもカルビーさんから借りる順番というのは最後のほうになってきているのかなと、そういう認識でございます。また、機械の確保についても、今年度につきましては、植えつけ機がちょっと確保できなかったということで、県内のジャガイモを栽培している農協さんのほうから借りて植えつけをしたということもございますので、そういった各産地とのいろいろなつながりの中で、レンタルするというふうなことも考えていきたいと思っております。

また、これが大規模栽培ということで拡大できる見込みが立った時点で、農家で準備していただく、その際には、いろいろな助成をしながら導入を図るという方法も考えていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そこで、このジャガイモ栽培にかかわっている団体、個人はどういう方々なのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） ジャガイモ加工用バレイショ試作協議会というものを構成しております。その中には、県の農業振興普及課、それとポークランドグループ、有限会社大地、それと町というふうなところで、この試作協議会を構成しております。そのほかに、オブザーバーとしましては秋田県の東京事務所、それと県の農業経済課販売戦略室というところも組織に参加していただいております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） その農業法人大地というのは、どこの法人ですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 町内の法人であります。現在、川上や上向地区で大豆の栽培

や、そういった農業経営を行っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 米代、それから北鹿、秋田魁新報、これらの新聞では、「試験栽培」という言葉を使っておりますけれども、町では「栽培試験」というふうに言っておりますが、この言葉の意味は何か違いがあるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 特に、意識して使い分けはしておりません。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 一般的には、何か試験栽培というのが素直かなというふうに思ったところから伺ってみました。

昨年作付した面積、種芋に要した経費及び収穫までの経費、そして売り上げは幾らになったのか、それから、ことしの方はどのようになっているのか、データがありましたら教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 昨年の作付面積につきましては、1haでございます。

収穫までの経費については263万8,000円、うち種芋に21万2,000円という形になっております。町長の報告の中でもありましたとおり、本当に収穫が不良で、売り上げにつきましては4,180kgの収穫で6万290円の売り上げという形になっております。ですので、収支としましては257万8,000円の赤字という形になっております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、この赤字は誰が補填をするということになっているのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 去年は試験ということで、町からの250万円の補助、それと県からの40万円の補助をいただいて、その中で運営しておりました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 多額の税金が投入されているということではありますが、冒頭、私申し上げたように、やはりこれは、非常に話題性の大きい夢のある事業かなと思いますので、私はぜひ成功していただきたいというつもりで申し上げております。懲りないで、着々と成果が上がるように頑張りたいなと思いつつお尋ねをしておりますので、そういう

観点でお答えをしていただきたいと思います。

聞くところによりますと、東北地方からの出荷は、8月中でないメーカーは買い取りをしていただけないというふうになっております。昨年、ことしと、どうも適当な時期に収穫ができないから、結局9月にずれてしまう。機械が入ってこないのに収穫ができないために、時期が9月までおくらせてしまうと。メーカーは、ポテトチップスの材料としては買いませんよと、何かそういう基準があるようではすけれども、その辺はどうなっていますか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 買い入れ基準としましては、でん粉比重が1.08以上ということであります。また、時期につきまして、カルビーさんが北海道の各農家とは、9月以降は北海道のものを優先的に買い上げるというふうな約束をしているようであります。そういったこともありまして、北海道の収穫が始まる9月前までに収穫を終えたいと、そういうふうな考えもありますし、そういった状況で8月中の収穫がどうしても必要という形になっております。

また、ポテトチップスについては、今言ったように9月になると北海道ということですが、もう一つ、じゃがりこというものについては9月に入ってもいいというふうな、そういった話もございますので、そういった部分も来年度詰めていきたいなと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いろいろな製品の種類があるようでございますから、それらにぜひ上手に活用していただけるように、取り組みをしていただきたいと思います。

県の鹿角地域振興局によりますと、機械の導入がなかなかスムーズにいかないということであれば、これも県としては放っておくわけにはいかないと、ぜひ来年の機械がスムーズにいくように、新規で購入されるのか、リースするのかわかりませんが、県も頑張ってお支援していきたいというふうにおっしゃっていますから、ぜひ町もいろいろな工夫をしながら、適当な時期にきちんと出荷できるように、お取り組みをいただきたいと思います。ぜひこれが、ああ、我が町のものが全国的に出荷されるポテトチップスの材料になっていると、胸を張ってみんなが自慢できるような話題にさせていただきたいと、そう思いますのでよろしくをお願いします。この点については、あとこれでやめます。

次に、河川について、災害の対策についてお伺いをしたいと思います。

まず、土砂災害でありますけれども、ハザードマップとか、いろいろなものを配布され、町民はそれなりに理解はしておるわけではすけれども、先ほど私が申し上げたように、積極的

に町のほうから危険の度合い等を説明するなり、自主防災組織を組織化できるように、どうすればいいのかというふうなことを部署をつくってでも説明なり、理解をするような指導体制を整えたらいかがかと申し上げましたが、副町長さん、その辺はいかがお考えになりますか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 県でも防災の担当課なるものを設置するというふうな指導がありますので、町ではそういった担当部署を防災に特化した担当部署といいますか、担当人員を配置して、今後対応に当たりたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ぜひ、きめの細かい、そういういざというときに役立つような組織をつくって、町民の安心・安全というものが確保できるように仕事をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

そこで、国や県に、いろんな機会に河川の改修、しゅんせつ等をお願いしていると思うんですけども、これらをお願いする機会というのは何回ぐらいあるんですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 例えば、国とかにお願いするときは、大体年1回ですが、私どものところでは、振興局と色々な打ち合わせが年2回ほどありますけれども、その都度、河川とかについてはお願いしておりますし、また、春、秋の自治会要望では、常にそういった要望が出てきますので、県のほうにはお伝えして、回答をいただきながら対応しているところであります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 県や、それから国にも各種議員がおるわけです。県議会議員も我が町から出ておりますし、国会議員も町長には相当の人脈もあろうかと思えますから、やはり、こういう自然災害がいつ起きるかわからないという大変な気候変動が起きておりますから、きちんと手を加えていくということを計画的にやっていただくと、そういうものを強く強く常にアピール、訴えていただきたいと。機会あるごとに、働きかけをしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

先ほどの説明ですと、国もこれからは財政的にも力を入れて取り組んでいただけるようがありますから、我が町も財政調整基金、貯金が8億円、10億円とあるわけですので、やはり年に、もう少し取り崩しでもしながら、この河川改修なり、いろいろな災害が発生しないよ

うに備えていくというふうなところに支出をすべきだと考えますので、ぜひその辺も新年度の予算編成に当たっては、力を入れていただきたいなと思います。この点についても、あとこれでやめます。

次に、JICA研修についてでありますけれども、先ほど町長からは、これまでの経緯が説明されていなかったと、やはりここ数年、取り組みができなかったと、これは国の事情もあるでしょうから、なかなか情報が入ってこないのかもしれませんが、やはり常に我々が思っていることがオープンに知らされると、私はそれが政治の正直なところだと思うんです。このごろ国会を見ていますと、都合の悪いことはみんな隠してしまう、そういう風潮が続いておりますけれども、我が町は決してそんなことはない、常にオープンで、正直でわかりやすい政治をしているというふうな行政に当たっていただきたいと、そう思います。

そこで、JICAが来たときに歓迎する我が町の態度ですけれども、最近のJICA研修が来られたときの歓迎するムードとといいますか、扱いが少し粗末になってきているのではないかというふうを感じるわけですけれども、町長、その辺は、いや、そんなことはないとおっしゃる自信がありますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） その点については、町を挙げて、おもてなしをしていると自分は思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 以前は、幼稚園の子供、保育園の子供たちが花かごを持ったり、それから私どもにもJICA研修が来るときには、ぜひ歓迎の場面に立ち会っていただきたいというふうなご案内もありましたし、私どもも握手をさせてもらったり、そういう機会もございました。ところが、昨今は、そういう呼びかけもなかったような気がしますので、ぜひ熱烈歓迎しているというふうなムードづくりもしながら、町を挙げてJICA研修は必要だと、小坂は国際交流、いろんな異文化に接するそういう方々を大事にする町だというふうな意識を失わないように、損なわないようにしていただきたいなと思います。担当の課長さん、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今、JICAのお話も出ましたし、町長の報告の中で言えば、アキタ・イナカ・スクールの件も出ました。そういった本当に下地というものは、他の町村と比べて海外の方の受け入れというものは、広く町民に浸透しているなというふうな考えて

おります。

今、お話があったとおり、まだまだ不足する面があるかと思いますが、その部分については気をつけて対応を考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

では、最後に、教育委員会の関係でございますが、この制度の目指すところは、未来を担う子供たちが地域の人々に見守られ、支えられながら豊かな学びや体験の機会を得て、健やかに成長していくことが地域に愛着を持ち、地域に貢献したいとする人材の育成につながっていくものだろうというふうに考えます。

仕組みを立ち上げるには、委員の人選など、大変難しい点があろうかと思っておりますけれども、近隣の状況を見ながら、先ほど教育長から言われた2022年には、もう恐らく義務化されるだろうというふうに思いますので、ぜひそれに向けて着々と取り組みをしていただきたいというふうに思います。

何かこの取り組みに当たって難しい点というのは、二、三挙げるとすればどういうことが考えられますか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 議員のほうから、先ほど制度については十分に理解できるようなお話をいただきましたのでご存じだと思うんですが、要するに、学校の方針に皆さんの承認が必要であるというところがあります。学校の経営はあくまで校長先生が担うものですが、その方針をやっぱり理解した上で、ただ外野として意見を述べるというよりは、その方向性をきちんと理解した上で、参加する委員さんの選任というところが一番難しいかと思えます。

この協議会の内容は、学校の運営にかかわる部分についての承認、それから予算の関係ももちろんですが、教職員の任用についても意見ができるということになりますので、やっぱり懲罰委員会のようになってはいけませんと思っています。なので、建設的に、町がこういう学校にしたいために、こういう若い先生が欲しいんだとか、英語の力をつけるために英語の先生が欲しいんだというような、前向きな意見を言うような協議会にしなければならないと思っておりますので、委員の選任がまず一番かなと思っています。

それから、学校を支援する上で、子供たちにいろんな大人と接する機会を持たせたいし、あと子供たちの教育にも力をかしてくる方というところでの、地域のボランティアという

ところの人選についても募集をかけたいと思いますが、そのボランティアを集めるのも一つ大変かなと思います。いろんな意味で、この制度の目的をきちんと理解していただくことをまず最優先に進めていかないと、なかなか目的を達成するところの協議会にはならないかなという心配があります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） この制度に関しては、大変難しい面があるとは思いますが。社会教育面でも指導員をつくらなきゃいけないとか、いろいろな法の解釈もありますから、そういう面で、本当にこういう小さな地域で、それにふさわしい人材を確保できるのかなという大変難しい要素があるなど私自身もそう捉えながら、これを質問させていただきました。ぜひ着々と、近隣の状況も見ながら取り組みを進めていただきたいというふうにお願いをします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、10番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、1番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

〔1番 鹿兒島 巖君登壇〕

○1番（鹿兒島 巖君） 1番、鹿兒島巖であります。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、本定例会では、3つの課題で一般質問をいたします。

まず、初めに、加齢性難聴者に対する補聴器購入補助についてであります。

人間は誰でも加齢とともに、高い領域から徐々に聞こえにくくなる。そして、70歳以上の半数に、程度の違いはあるものの難聴があるとされており。言葉が聞こえにくくなると、認知能力が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的にも孤立しがちになると、こういう状況の中で、認知症のリスクが高まるともされており。最近あの人、地域に顔を出さないねと、いろいろ聞いてみると、みんなの中に行っても人の話が聞き取れないと、したがって人の中へ出ていくことが億劫になると、こういうことの中で徐々に地域から孤立をして、ひきこもりがちになってくると。こういう状況が我が町にもいろいろあらわれてきているところでもあります。



しかし、難聴になったら、できるだけ早い補聴器の使用が、この聞こえの改善にとって大切だということも言われております。残念ながら、現在の補聴器は大変高価であります。年金暮らしの高齢者に、なかなか手が届かないという状況にもあります。高齢化率が40%を超える状況の中で、高齢者の孤立や認知症などの引き金となる加齢性難聴への対策として有効と言われている加齢性難聴者への補聴器購入の補助制度、この創設が必要ではないかと考えております。提言をいたしたいと思っておりますので、所見を伺いたいと思っております。

2つ目の課題は、多角的農業経営への展望と畑作振興センターの位置づけについてであります。この質問は、さきに質問されました小笠原議員の質問とも関連する、重複する部分も出てくるかと思っておりますが、ご了承願いたいと思っております。

農業は、国民生活と国づくりにとって、第一次産業の中心的位置づけを持つ生産活動であります。そして、特に、東北、秋田県民にとっては最も身近な基幹産業であります。しかし、この農業を取り巻く状況は、決して展望が明るいものではありません。こういった中で、この間、町として何とかして地域農業を守り、農業での暮らしへの展望を見出したいとの取り組みの一つであった加工用ジャガイモの試験栽培について、初日の町政報告で町長から報告がありました。1年目の経験に学び、計画の改善を図り、展望は切り開けたとのことで、まずこの間の努力を私は評価をしたいと思っております。そして、今後の取り組みに、さらに期待をしたいということをまず表明をしておきたいと思っております。

その上で、もう一つ取り組んでおりました畑作振興センター、多角的な農業経営にとって新たな拠点となるセンターが完成し、稼働を開始したことにかかわって質問をいたしたいと考えております。せっかく完成した施設が目指す施策として生かされるためには、何点かのこれからの取り組みが必要と考えて質問を行います。

まず、第1点目の質問であります。せっかくの施設の整備目的、施設の内容、能力などの収支の問題があると思っております。まず、農家の方々がそれを知らなければ始まらないということでもありますから、周知、理解を得る取り組みが必要ではありますが、この点についての今後の具体的な計画等についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目は、畑作物の計画的作付、収穫など農業者との連携と調整がこの施策の成否にかかわるというふうに考えることから、これらの機能を担う体制と申しますか、仕組み、組織と申しますか、この点についてどのように組み立てていくのか、今後の展望をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、3点目ではありますが、農業政策は、さきに制定いたしました地産地消及び食育の

推進に関する条例とのかかわりがあると考えておりますが、この点についてどのように考えておりますか、お聞かせいただきまして、改めて質問をさせていただきたいと思っております。

3点目の課題は、近年の自然災害の多発化・甚大化にかかわってであります。この課題も先ほど小笠原議員も取り上げておりましたので、重ねての質問となることをお許しいただきたいと思っております。

ことは、9月から11月にかけて3つの台風が東日本地域を襲いました。台風15号は、千葉県を中心とした関東地方を直撃し、観測史上1位の瞬間最大風速を記録、全半壊2,345棟、一部損壊3万棟、そして19号が静岡県、山梨県、長野県から関東、東北にかけて記録的な暴風を、さらに20号、21号では、台風崩れの低気圧の前線活動の活発化の影響で、19号被害地に豪雨が襲い、その結果、死者含め行方不明者約100人、全半壊1万2,000棟、床上浸水2万8,000棟という昨年の西日本豪雨を上回る被害を出したところであります。このように、近年、自然災害・風水害は、多発化・甚大化の傾向を強め、被害も甚大となっております。

そこで、端的に伺います。これまでの防災対策の見直しが必要と考え、次の3点について具体的に見解をお伺いしたいと思っております。

第1点目は、ハザードマップであります。先ほどの小笠原議員の答弁でも、このハザードマップ問題が出されておりました。特に、この降雨量については、24時間で254mmの降雨量の設定という状況でのマップであったわけではありますが、果たしてこの状況でいいのか、今24時間で500mm、1,000mmという状況が出ているわけでもありますので、そういった点でのまず見直しが必要だということで、見直しをこれから行くと、来年まで行うというふうに言っておりましたので、その点について、具体的な見直しの目安等についてもありましたらお知らせいただきたいと思います。その点で、このハザードマップの見直し、そして内容の周知の方向について、今までの周知方法でいいのかどうなのか、この点について所見がありましたらお伺いをしたいと思います。

第2点目は、災害対策本部や職員の出動態勢、町民への広報、避難誘導體制などについての見直しであります。これまでのやり方、先ほどの答弁では、具体的に今後専門官ですか、そういった位置づけと行ってというふうにありましたので、その答弁に関連をした内容の考えをお聞かせいただければと思っております。

以上、2つの点、そして最後のこの課題についての提言でありますけれども、災害ごみの焼却灰が一般廃棄物焼却灰として、グリーンフィル小坂へ近々搬入開始となると聞くと

であります。災害ごみの処理問題は、災害復興に重い足かせとなっており、その処理に協力することは有意義と考えることを前提に、その受け入れでの課題について提言をしたいと考えます。

災害ごみは、通常の一般廃棄物以外の多様な物質、中には危険物、例えばアスベスト、PCB、ダイオキシン、こういったものが混入されている、そういう可能性のあるごみであります。焼却灰を受け入れる場合、含まれている危険物等の検査を義務づける、このことは必要ではないかと。危険物の種類によっては、搬入を認めないということもあり得るのではないかと、こういった制限をすることを含めて、どういう対応を受け入れに際して考えているのかお伺いをしたいと思います。

以上に対して答弁を伺いまして、改めて質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、1番議員の一般質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 1番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目の加齢性難聴者に対する補聴器購入補助についてのお尋ねであります。

老化現象として、声が聞こえる能力が徐々に衰え、難聴になることは誰にでも起こり得ることであり、日常生活における弊害は大きく、聴力の低下によるコミュニケーションを困難にする生活の質を落とす大きな要因となり、最近では鬱や認知症の危険因子になり得るとも言われており、補聴器を使用することで聞こえづらさが解消され、改善が図られるとも言われております。

国においては、平成30年度から補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が開始されており、この研究の動向を注視しているところであります。

現在、町で実施している補聴器購入への助成制度として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の中で、聴覚機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方を対象として、補聴器の購入、または修理に要する費用の一部を公費負担しております。

この制度では、補聴器の種類にもよりますが、構造、最大出力音圧等により区分され、基準額は最大13万7,000円で、補聴器購入時の自己負担は、住民税非課税の方は基準額以内の場合は負担がなく、課税の方は1割の負担となっております。

当町には、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方が現在28人、このうち

65歳以上の方が26人で、補聴器購入時の公的助成制度の対象となるのはこの方々のみであり、それ以外の加齢性難聴者などに対する助成はございません。

国は、高齢者社会にあって働き方改革により生涯現役社会の実現を目指しておりますが、加齢性難聴などにより聴力が低下し、社会生活に支障を来す高齢者が増加することが予想され、今以上に補聴器の需要が高まっていくものと考えております。

議員ご指摘のとおり、一般的な補聴器は、片耳で数万円から高いもので40万円、両耳セットで60万円を超えるものもあり、身体障害者手帳を取得していない高齢者が購入する場合の負担が大きいと感じております。

一部自治体では、独自に加齢性難聴者を対象とした補聴器に関する助成事業を実施しているところもございます。助成の内容は、補聴器の購入費用の一部を助成しているところが多く、中には補聴器そのものを現物給付しているところもあることは確認しております。しかし、加齢性難聴者への対応は長寿国である我が国が全国的に共通して抱えている問題であり、基本的には国において制度化することが望ましいと考えております。町独自の助成制度は、国などの負担がなく、その実施は難しいと考えております。今後につきましても、現行制度の枠組みの中で難聴者への支援を図ってまいりたいと考えております。

2点目の多角的農業経営の展望と畑作振興センターの位置づけについてのお尋ねでございます。

秋田県農業の抱える課題は、米依存からの脱却、担い手の確保が主要な課題と捉えており、その解決のため複合型生産構造への転換が強力に進められております。町といたしましても、県と歩調をそろえて、戦略作物の推進、農地の流動化、生産基盤の整備、新規就農支援、6次産業化の推進等を図っていきたいところでございます。

このたび整備した小坂町畑作振興センターは、戦略作物の推進により複合型生産構造への転換を目指すもので、町の畑作振興の新たな拠点となるものであります。

施設整備の概要は、旧食品加工場の内部改修、菜種用乾燥機1基、ソバ用乾燥機1基、ソバ、大豆兼用乾燥機1基、荷受け張り込み装置1式、選別・出荷装置1式を装備し、あわせてフォークリフト1台を購入しております。

総事業費は3,662万7,400円で、元気な中山間農業応援事業を活用し、県より1,831万7,000円の補助を受けております。この施設の完成が9月末となったことから、ソバの乾燥調整から使用を開始しております。今後は、菜種、大豆の乾燥に加え、ジャガイモの選別、保管等畑作振興に係る各種作業に弾力的な活用を図っていきたいと考えております。

この施設の整備により、米と兼用していた乾燥設備が米専用として使用できるようになり、収穫期を逃すことなく作業できるなど、さまざまな効果が期待されます。さらには、ジャガイモ、ナタネ、ソバ、大豆の連作体系化によるブロックローテーションで産地化が図られ、未作付地の活用や転作による水田の高度利用化が促進されることを期待しております。

地産地消と食育に関する条例とのかかわりではありますが、条例のもとに「食育・地産地消・6次産業化推進計画」を策定しております。この計画では、地産地消の成果目標として、生産者、消費者の連携による包括的なシステム構築としているほか、農業者が中心となって取り組む内容として、安全・安心で質の高い農産物の安定的供給、特に穀物類、野菜類、果樹類、植物油用種子の生産としております。このたびの施設整備の成果が上がり、畑作物が安定的に供給できるようになりますと、地元への流通、消費、まさに地産地消への流れができてくるものと考えております。

3点目の近年の自然災害の多発化・甚大化にかかわってについてのお尋ねであります。

近年は、地震や台風、そしてゲリラ豪雨などの自然災害が頻発し、ことしも全国各地において、これらによる被害が発生しております。その中、国では、最近の災害対応の教訓を踏まえた防災基本計画の修正をことし5月に行っていて、秋田県においても秋田県地域防災計画の修正を今年度中に行うこととしております。これにあわせて、町においても小坂町地域防災計画の見直し作業を現在進めているところであります。

さて、ご質問の1つ目のハザードマップの見直し、周知への工夫が必要と考えるがどうかについてのお尋ねでございます。

現在の洪水ハザードマップは、秋田県より公表された小坂川浸水想定区域と土砂災害危険区域をもとに、平成27年4月に作成し、町内の全世帯に配布しているものであります。

洪水ハザードマップとは、100年に一回程度の大雨、24時間の総雨量254mmを想定し、河川が氾濫した場合や土砂災害が発生した場合に備えて、地域住民の方々が素早く安全に避難していただき、被害を最小限に抑えることを目的として、被害の想定される区域と被害の程度及び避難施設等の情報を地図上に表示したものでございます。

現在、秋田県において河川の洪水浸水想定区域の見直しを進めていて、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表することとしております。小坂川については、来年度中に公表予定となっていることから、そのデータをもとに、来年度以降においてハザードマップの見直しを予定しているところでございます。

周知につきましては、町民の皆様にはわかりやすく丁寧に伝わるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の質問の災害対策本部や職員出動態勢、町民への広報、避難誘導體制などの見直しは必要ないかのお尋ねでございます。

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、現在、小坂町地域防災計画の見直し作業を進めているところでございます。現在の地域防災計画は、平成27年3月に改定したものであり、その後の数々の自然災害の発生により対策の強化等が求められていて、災害対策本部や職員出動態勢、町民への広報、避難誘導體制など、地域防災計画全般についての見直しを図る必要があります。

今後は、秋田県の助言を受けて、地域防災計画の見直しを進めていきますが、年度内には小坂町防災会議を開催し、審議していただくこととしております。また、地域防災計画に基づき各種マニュアルの策定も必要となりますので、来年度以降、順次策定してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の質問の災害ごみの焼却灰についてのお尋ねでございます。

ことは、台風15号を初めとして、強風や大雨により各地で破壊的な被害が発生し、大量の災害ごみが出たことから、被災地域ではその処分が問題となっています。

グリーンフィル小坂株式会社に、一般廃棄物の焼却灰を搬出している幾つかの自治体の状況をお聞きしますと、仮置き場に集まった災害ごみの分別が進み、これからその処分が徐々に始まっているとのことでございます。

そのような中、千葉県において各自治体清掃センターでの焼却処理だけでは復旧にほど遠い状態となっていることから、被災自治体からの依頼で、DOWAグループの廃棄物処理会社が焼却処理に参加し、焼却後の燃え殻をグリーンフィル小坂に最終処分されることが計画されております。

10月に入って、その廃棄物処理会社より小坂町に対し、一般廃棄物の搬入及び処分に関する事前協議がなされ、町では一般廃棄物の焼却灰等のグリーンフィル小坂での最終処分について、これまでと同様、実施に当たっては焼却灰の適正な分析調査を行い、安全と確認されたものを受け入れることと確認しておりますので、協議の結果、来年3月までの期間、今回の焼却処分を進めることとなっております。

事業計画では、来年3月までの期間、焼却処分を進め、焼却処分後にグリーンフィル小坂に搬入される時期は早ければ12月になると伺っておりますので、町では適正な最終処分が行

われるよう、事業会社に対して協議に基づく基準の遵守等について指導してまいります。

今回の千葉県内の被災地域の一部の災害ごみの焼却処分へのDOWAグループの参画により、被災地域の復旧・復興が幾らかでも前進されることを願っているところでございます。

以上、1番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 答弁ありがとうございました。

それでは、改めて質問をさせていただきます。

初めに、加齢性難聴者に対する補聴器購入補助についてであります。加齢性難聴者率というのは、これは国際的に大きな差はないというふうにいわれているようであります。

補聴器の使用率は、欧米諸国で30%から50%の利用率だそうであります。これに対して、先ほど言ったように、難聴者率は国際的にほとんど変わらない中で日本の状況を考えますと、14.4%という状況になっている。極めて低い現状であります。

日本で普及がおくれている要因は、欧米では医療として補聴器購入に対する公的補助制度があるわけですが、先ほど町長が答弁いたしました中にありましたように、日本では、障害者手帳を持つ重度の難聴者以外には公的補助制度がないということであります。

しかしながら、補聴器の価格が、片耳で、私の調査では一般的な物でいって3万円から10万円あります。非常に高価な状況になっております。

現在の補聴器購入費補助制度、先ほどの答弁でもありましたけれども、身体障害者手帳を交付者を対象とした事業、これは身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、高重度難聴の場合は、補装具費支給制度というものがあるということで、1割負担で購入できるという制度になっております。しかし、高重度難聴の対象者はごく限られており、町の先ほどの答弁でも二十数名というそういう状況になっておりますが、難聴者の多数を占める中程度以下の場合、購入後に医療費控除が受けられるもののそのほとんどが自己負担となることから、特に所得の少ない高齢者層は補聴器が購入できないという状況の中で、日本の先ほど言った状況になっているということであります。

この制度のほかに、県の助成事業として、子供を対象にした事業、難聴児補聴器購入費補助事業というのがあります。この事業は、身体障害者手帳の交付対象にならない軽中度の聴覚障害がある児童が、補聴器を装用することで言語の習得等一定の効果が期待できる場合に、医師の診断によって補聴器の購入費用の3分の1程度を負担する市町村に対して県が補助す

ると。こういう制度があります。

こういった中で、高齢化が進行する社会構造、高齢化社会での難聴者支援、聞こえへのバリアフリーへの取り組みとして、加齢性難聴に対する補聴器購入費制度というのは、これはやっぱり必要ではないか、国でも検討を始めたということで、いずれはそういう国の制度になるかもしれませんが、少なくとも特に後期高齢者率の高い当町のようなところは、まず市町村でできるだけの支援をするということの取り組みがあつていいのではないかと。

例えば、他の市町村で今やっている状況を見ますと、対象年齢は65歳以上あるいは70歳、75歳、それぞればらばらです、いろいろあります。基本的には医師の診断によって、軽度難聴という診断をするんでしょう、それによって住民税非課税者または所得基準を定める中で、私の調査では、収入にして250万円から350万円ぐらいの所得の対象を以下の人がその対象として考えられているところが多いわけでありますが、補助内容としても全額ではなくて2分の1とか3分の1とかあるいは上限を設けて2万円から3万5,000円という具体的な上限を設けて、それぞれの市町村の財政状況もありますから、実施しているところがあるという実態であります。

ぜひ、答弁では、単独での実施は難しいということでありました。こういった状況をぜひ、町長、優しいまちを目指す我が町としてそういう施策があつていいのではないかとということをお改めて申し上げますので、もう一度私のこの意見を聞いた上で、答弁をひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今の質問でありますけれども、実際に自分としてもどれぐらいの方々が実際に必要なのか、その辺もちょっと調査をしながら考えてみたいと思います。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） まず実態調査から始めるというお話だと思います。ぜひ、まず実態をつかまなければ対応できませんので、取り組みの初めとしてそこから始めるという答弁があつたということを受けとめておきたいというふうに思います。

それでは、次の2つ目の課題について移りたいと思います。

多角的農業経営への展望と畑作振興センターへの位置づけに関する再質問でありますけれども、まず、せつかくの施設、能力というものがこれやっぱり農業者あるいは町民に知られていなければ十分な活用はできません。そういう点で、先ほど言いました菜種、ソバ、それから共用部分の機械等々、それぞれの機械の能力はどのぐらいの能力があるのか、一日の



処理能力はどうかということを含めて、これやっぱり住民に知らせていただかないといけないのではないか。その能力をフルに発揮した活動ができるということが最大の効果を発揮するわけでありまして、一日にその能力を超えるような集荷があってもこれは何もならないわけで、ある意味ではその能力に応じた作付ということがこれからの展望を開くために大きな課題になると。ですから、どういった作付計画を行えばいいのかを含めたそういうやっぱり今後きめ細かな設計を行った上での周知ということが必要だというふうに思います。

そういう取り組みを、できればやっぱりこの冬の時期にやっていくと。作付が始まる春以降に対応した取り組みをするためには、この冬の時期に関係者あるいは農家の方々と十分協議をする場ということは、持つことは必要ではないかと思いますが、こういった取り組みこれから年末から来年の春にかけて取り組む予定というものはあるのかなのか、まずそこから伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 各農家への周知とかそういった部分につきましては、今年度できたばかりの施設ですので、これから必要な事柄だと思っております。

具体的にはどういった場面で周知を図っていくのかということですが、1つは、転作の説明会やそういった農家の方々が集まった際に、戦略作物の推進の説明と合わせながら、施設の説明と使用の方法などを周知していきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 今、お答えにもありましたけれども、やはりせっかくの施設が最大限に能力を発揮するための仕掛け、作物の収穫時期あるいは数量等の調整、そういった計画の策定とその運用というそういう組織がまず必要だと思います。

先ほど、一定のそれに対する組織もできつつあるというようでもありますけれども、ぜひそれをしっかりと組織化を図った中で、それも、やはり町が1つのイニシアティブをとらないとなかなか進まないのではないかと思いますので、担当課としては大変な取り組みが具体的に始まることになると思いますけれども、しっかり取り組みをお願いをして今後のご期待にぜひ応えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、その関連をして、地産地消及び食育の推進に関する条例について、答弁にもありましたように、条例は生産者から消費者までの町民が一体となって地域の食を生かすことを目指すわけでありまして。その中には、町内農産物のブランド化及び第6次産業化、これが大きなやっぱり役割を果たすということで、そのブランド化及び6次産業化にこのセンターが

非常に大きな役割を果たしていこうというふうに思っております。

したがって、この地産地消及び食育に関する条例の1つの具体的な施策の実現だというふうに受けとめておりますので、その意味をしっかりと位置づけをした取り組みといいますか、まずは農業従事者にその内容を理解をしていただくような取り組み、町民にもそのことを理解していただくような取り組み、これが先ほど言った農業の今後の展望を開く大きな課題となるというふうに思っておりますので、その取り組みをきちっと位置づけをしていただきたい、この点について改めて町長の思いをお聞きをしたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） いつも議員には地産地消等々お話していただいておりますので、今の設備を使いながら地産地消並びに農業にかかわっている方々の活性化といいますか、所得の向上に努められるよう、町としても一生懸命勉強しながら協議していければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） それでは、最後の課題についてであります。

自然災害の多発化・甚大化にかかわって、改めて伺いたいと思っております。

ハザードマップの見直しは、先ほど答弁やりましたので、これはぜひ。

その見直しの中で、見直しのポイントとして今まで捉えていたような基準ではもう対応できませんよということを十分やっぱり考慮した見直しを行っていただきたい。特に、小坂町の地理的な条件等からすれば、500mmという降雨量あるいはもう1,000mmになったらこれはどうしようもないだろうというふうに考えるわけでありますので、しかし、現実的には起きているということも、これはあるわけでありますので、見直しについてそういうポイントをしっかり押さえた見直しをぜひやっていただきたいということを、まずお話をしておきたいと思っております。

そういった中で、1つ、私最近新聞記事で非常に教訓的な記事を見つけました。

そこで、教育長に、これからお話したことについて伺いたいと思っておりますけれども、学校教育の中で災害や防災についての取り組みということが非常に重要だということを感じました。

どういう記事かといいますと、これは鹿角市での事例であります。具体的には尾去沢小学校での取り組み。新聞報道されておりました。80年ほど前に尾去沢中沢で発生した鉦澤ダムの決壊防災について全校で学ぶ特別学習が行われた。全校児童がふるさとで起こった大災害に胸を痛めながら自分自身の命を守る行動の重要性を学んだという記事がありました。中

沢鉦滓ダムが決壊したのは1936年、昭和11年ということですが、私が6月議会で紹介をいたした当町での溶鋼用貯水池決壊事件、これが1907年、明治40年、小坂の事故の10年ほど後の事故のものだったようでありますが、ここで360名以上の犠牲者を出したという事故であったようであります。

特別学習では、当時の新聞記事や写真による学習と、地元文化財保護関係の団体の方を講師に招いて講話が行われたという記事でありました。

私は、小坂でもこれはやっぱりこういうことはやる必要があるのではないのか、やっていいのではないのか、学校の中でやはりこの町を知るといことも含めてこの町の歴史を明暗の部分を含めて学ぶ機会の中でこういう学習をしながら防災についての認識を高めていくというふうな取り組みがあつていいのではないのかというふうに思いまして、町の教育委員会としてこういう取り組みについてどう考えるか、どう感じるか、所見をお聞かせいただければと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会、教育長。

○教育長（澤口康夫君） お答えします。

各学校で防災教育は非常に重要な役割を果たしています。

尾去沢小学校の記事も私も拝見しました。その地区であつたいろいろな災害、事故関係について、年数がたてば大変風化していくところではありますが、ふるさと教育の流れとしても、ふるさとを知る、ふるさとに愛着を持つ、さまざまな狙いがありますが、そういうところを知るといのは、大変な子供たちにとつても貴重な機会だなというふうには思っております。

小坂町のところでも、各小坂小中学校でも防災教育には取り組んでいますので、今のようなことについて、学校のほうとも話しながら必要性、その他どういふふう子供たちにとつて伝えていけば話していけばいいのか、考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 特に防災、災害等の問題は、抽象的な話を聞くよりもやっぱり具体的な事例をふくんだもののほうが理解がしやすいわけであります。そういう点で、この郷土に起こつたこと、小坂町で起こつたこと、こういったことが具体的な1つの教材になるような取り組みが今後とも行われるように要望しておきたいというふうに思います。

最後の最後になりますけれども、災害対策本部の体制の問題で先ほど防災担当官を設置するという報告がありました。ぜひそれは、どこが中心になるのかということについての中心

点、組織で取り組むという課題でありますけれども、組織の中でのその中心になるのはどこだということを明確にする意味でやっぱり担当官をきちっと決めて取り組むということは非常にこれは有効であると思いますので、そういう取り組みをまず進めていただきたいと思います。

あわせて、その上で、例えば先日、先ほどの小笠原議員の話にもありましたけれども、中央地区自治連協での町政懇談会で、防災計画、災害対策が取り上げられたとのことであります。その中で町内の自主防災組織が県内平均の68%に比べて39%だったと。非常に低いということ。組織率を上げたいとの話はされたけれども、なぜ小坂町はそういうふうに低いのかという、この点をやっぱり掘り下げていかなきゃいけないのではないかと。実は、私の地域でも数年前からこの自主防災組織をどうしようかという話は出ております。

しかし、自治会単位では対応できないのです。といいますのは、地理的な問題等がありまして、もっと具体的にいえば、例えば私どもの自治会では自治会が山の上と下に分かれています。人の流動経路ですか、導体経路から見てこの2つを一緒にして防災対策をとることができないのです。上は上、下は下で対策をとらないと、それから、もう一つは、避難所の問題があります。下は、今設定されているのは、ほっとりあであります。上は七滝小学校であります。この2つの避難所と地域をどう分けてどう対応していくのか、どういう組織をつくるのかということがなかなか。

それともう一つは、例えば避難所の問題でいえば、私どもの自治会だけで使うわけじゃないわけで、例えばほっとりあは荒川地区の方々とも一緒に使わなきゃいけない。上でいえば上向地区、つつじ平、あるいは横道ですか、そこの方々と一緒に使うことになる。そういう意味で、具体的な実働的な防災組織をつくるためには、自治会をある意味で分けて、あるいは他の自治会と連携したそういう組織をつくらないと防災組織にならないのです、動けないのです。そういう点では、各地域にある意味では自主的につくってくれといわれてもこれはなかなか組織化に足が出ない、そういう意味では、やっぱり町が一定のリーダーシップ図っていただいて調整をとっていかないと本当の意味での防災組織はできないだろうと。

そういう点で、先ほど言ったように今後これから設置を予定されている防災官等が、具体的な地域の防災組織の組織化のイニシアティブをとっていくと。そういう取り組みがぜひ必要だというふうにつくづく感じておるところであります。

そういう取り組みをしないと、先ほど言ったように防災組織の組織率は上がっていかないとということになると思いますので、この点、今、私が申し上げました意見等についてどうい

うふうに受けとめられるか所感を伺いたと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 鹿兒島議員がおっしゃるとおりだと思っております。

本当に県からも会議のたびに、名指しで言われているわけではないですけども、組織率が低いということでお話はされております。ぜひこの辺の改善については取り組んでいきたいということで、先日の中央地区の町政座談会におきましても、私のほうから、県の担当者県とも連携をとりながら自主防災組織の組織率を上げていきたいということで、当面お話をしておりますので、ぜひそれにつきましては、早い時期から取り組んでいきたいというふうを考えております。

○1番（鹿兒島 巖君） 以上であります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、1番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

時間、若干早いのですが、昼食休憩に入ります。再開を午後1時から行いたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

---

◇ 熊 谷 聴 君

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、一般質問を行います。

11番、熊谷聴君の登壇を求めます

〔11番 熊谷 聴君登壇〕

○11番（熊谷 聴君） 11番、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

昨今、食品ロス問題については、各方面よりさまざまな対策がなされ、消費者の関心が高まってきております。

J A全農にて、直売所で売れ残った農産物を速やかに都市マルシェに販売するという取り組みが行われております。

今までは、直売所で売れ残ってしまった農産物は、農家が回収して自家消費をし、また、廃棄してしまいましたが、この取り組みにより生産ロスを削減し、消費者への関心を高め、食品ロスに貢献しております。そこで、ことし10月1日より食品ロス削減推進法が施行されましたが、地方公共団体は食品ロスの削減に関し、国及びほかの地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する仕組みを有すると記載されておりますが、小坂町ではどのような取り組みをしていくのかお聞きいたします。

2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標では、2030年度までに2000年の食品ロスを100とすると、30年間でロスを半減に掲げておりますが、町では、今後どのような取り組みを行っていくのか、町単独の目標値などはあるのか、具体的にお聞かせください。

私の質問は通告により1点でございますので、町長答弁の後、再質問させていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、11番議員の一般質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 11番、熊谷聡議員の一般質問にお答えさせていただきます。

食品ロスに関する一般質問について、1点目の町ではどのような取り組みをしているかについてのお尋ねであります。

2016年度の農林水産省及び環境省の食品廃棄物等の発生状況推計によりますと、食品関連事業者が利用主体とする規格外品、返品、売れ残り、食べ残しが352万t、一般家庭が利用主体とする食べ残し、廃棄で291万t、合計643万tの食品ロスが発生しているとのことであります。

食品ロスを減らすためには、事業者や家庭の皆様一人一人が意識して、国民全体で食品ロスの削減を目指すことが大切と考えております。

食品ロスを減らすための1つの取り組みとして、県が宴会における大量の食品ロス問題に対して、最初の30分、最後の10分、みんなで食べる時間を設けましょうという3010運動を展開した際に、町でも連携してこの運動の卓上ポップを町内の飲食業者に配付し、食べ残しを減らす取り組みへの消費者の皆様の参画の啓蒙運動を行っております。

2点目のこれからどのように取り組んでいくかについてのお尋ねであります。

食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月1日から施行されました。本法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としております。

国は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な基本計画を定め、都道府県と市町村は基本

方針を踏まえ、削減推進計画を定め対策を実施することになります。

また、事業者は、国や都道府県及び市町村が行う施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組むこと、消費者は食品の購入や調理方法を改善し、食品ロス削減について自主的に取り組むことになります。

このように、国、地方公共団体、事業者、消費者など関係者相互の連携協力により食品ロスの削減を推進しようとするものであります。

具体的には、今年度中に、国は食品ロス削減の推進に関する基本方針を策定し、その基本方針に基づき、秋田県では秋田県内の食品ロスの削減の推進に関する計画を来年度に策定する予定と伺っておりますので、小坂町では、秋田県の食品ロスの削減の推進に関する計画を踏まえ、小坂町における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めていく予定です。

国、地方公共団体は、消費者や事業者等が食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講じていくことが求められておりますので、今後、町は、国や県と連携し係る事業計画に参画してまいります。

3点目の、30年までに食品ロスの半減を目指すとするが実現できるのかについてのお尋ねでございます。

先にお話ししましたように、食品ロスの削減は、行政や事業者、消費者が連携協力し取り組んでいくものであります。行政が計画や施策をつくり、係る目的のため、事業者や消費者と一緒に取り組んでいただかないと成果につながっていかないと思っております。

例えば、消費者においては、買い物するときに買いすぎない、料理をつくる際つくりすぎない、外食時に注文しすぎない、そして、食べ切ることが基本となってくると思います。このような小さな行動も、一人一人が取り組むことで大きな削減につながります。

2018年6月、政府が2030年度までに家庭の食品ロスを2000年度比で半減させるという食品ロス削減数値目標を発表し、環境省が第4次循環型社会形成推進基本計画に盛り込み、閣議決定されました。環境省と農林水産省は、忘年会や新年会などの宴会のふえる年末年始の宴会の食べ切り運動を展開しています。地方自治体においても、持ち帰り容器の準備や小盛サイズを用意するなど、一定要件を満たす飲食店を食べ残しゼロ推進店舗などに認定する取り組みを始めているところもあると伺っております。

今後、当地域においても、事業者や消費者の皆様が、食品ロスの削減を意識して取り組まれるよう、これから策定する削減推進計画や施策において、県と連携して取り組んでまいり

ますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、11番、熊谷聡議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） ありがとうございます。

再質問でございますけれども、食品ロスも問題ですが、ロスしないだけでなく、まずはきちんと食べて消費をしていかななくてはなりません。

食育などで、今後の未来を担っていく子供たちへの授業等のテーマになると思いますが、町長はどのようにお考えかお聞かせください。

また、答弁書の通告書にはございませんが、教育委員会のほうでもわかる範囲で答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、私も各会議終わった後で宴会等あるわけですが、見てみますとやっぱりかなりの量が残っております。

自分のことをお話すると、オードブル形式で置かれるとかなりやっぱり残ります。一人ずつに割り当てられたのは、自分では多いと思いつつも全部食べてしまいます。そういう点でちょっと食べてしまうのは当たり前でしょうけれども、ちょっと私は最近では料理的には少し量が多くなってきているのかなとは思いますが、できる限り食べ残しをしないように自分はしていますし、またその会においても自分が主催する会であれば、小さな会であれば初めの10分とか終わりの10分はきちんと食べて、食べ残しをなくするように協力をお願いするというのを、今、やっています。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 私のほうから、教育委員会のほうへの質問でありましたけれども、通告で教育長へのほうにも通告がありませんので、私のほうからお答えさせていただきます。

子供たちにも食品の大切さというのを教えることは大事な教育だと思っておりますので、学校教育委員会を通じて、そういった内容のことは子供たちに指導していきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 11番。

○11番（熊谷 聡君） ありがとうございます。

私の質問は簡単でございましたけれども、これで終わりたいと思います。



何とかひとつ、食品ロス推進法という新しい法案が成立しましたので、町でも推進してお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、11番、熊谷聰君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

初めに、移住・定住についてでございます。

現在、依然として人口減少は進む一方であり、町民の数が減っていることに変わりがない状態です。

町でも以前から移住・定住に関する取り組みをしており、議員研修で得てきた情報や提案も視野に入れながらできる範囲の努力をされていると認識をしております。

しかし、実際の減少の速度は、幾らか穏やかになっているものの、いまだ人口増加にはつながっていないのが現状であります。先月の13日付の北鹿新聞では、鹿角市への移住者が200人を超えたとの見出しで掲載されておりましたが、その要因に、充実した受け入れ態勢が功を奏したと報道されておりました。

小坂町では、移住・定住コンサルジュというような専門的な方もおらず、移住・定住しようとする方のニーズに応えられているのかが疑問に感じるところであります。

せっかく小坂町に住みたいと思っている方がいても、利便性のほかに土地や家賃が高いという理由で、ほかの地域に移ってしまったというケースも伺っております。

そこで質問です。

1点目に、現在の町の移住・定住についての現状をお知らせください。2点目に、移住・定住においての町独自の工夫は機能できているか、お教えてください。3点目に、移住者・定住者が魅力を感じる住宅等の準備ができているか。以上についてお伺いいたします。

続いて、帯状疱疹ワクチンの助成についてでございます。

帯状疱疹は、初感染で子供のときに水ぼうそうを引き起こした後、ウイルスが近く神経節に潜伏してそれが免疫低下などが誘因となり再活性化を起こし帯状疱疹として発病します。

日本での発生頻度は、年間1,000人当たり5人とされておりますが、年がふえていくごとにより増加していき50歳を境に発症率は急激に上昇します。70歳以上では、1,000人当たり10人以上になるといわれています。そして、80歳までに3人に1人が発症しているという報告もあります。

今後ますます高齢化が進むことを考えると、緊急を要する事態ともいえます。

今は、抗ヘルペスウイルス薬が登場し、治療成績は飛躍的に向上しましたが、現在でもさまざまな合併症や帯状疱疹の神経痛で長年苦しむ患者が少なくありません。この帯状疱疹も神経痛も加齢とともにリスクが高くなり、50歳以上では2割が移行するとされております。

アメリカでは、10年以上前から接種されていたようですが、日本では、2016年3月に50歳以上の人に対する帯状疱疹予防として効能効果に追記されました。海外でのワクチンの効果は、帯状疱疹発生率が50%以上、帯状疱疹後神経痛が66%以上も減少したという結果が得られております。

現在、65歳以上の高齢者に肺炎球菌ワクチンの予防接種が行われて5年目を迎えます。

まだ接種していない人も多くおりますが、一応ことしで一巡することになります。

当初このワクチンも、町民の間では認知度の低いものでした。しかし、町から接種通知が各家庭に郵送され一気に接種する人がふえました。これと同様で、現在帯状疱疹ワクチンがあると知っている方はほとんどおりません。外来で自己負担7,000円から8,000円くらいで接種できるようですが、町として幾らか助成していただき、広く広報やパンフレットの送付などでこのワクチンを知るきっかけになるのではないのでしょうか。

帯状疱疹になって苦労した人、また、見たことがある人は、大変苦しい思いをしたくないと接種するきっかけにもなると思います。そこで、質問です。

1点目に、町で帯状疱疹のワクチンに対する助成はしているか。2点目に、帯状疱疹の予防接種の助成をすることは可能か。以上の点につきまして質問いたします。

町長答弁の後、不明な点につきましては、再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、3番議員の一般質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、移住・定住についてであります。

町では、第5次小坂町総合計画の後期基本計画に、人口減少の抑制を町の重点課題として位置づけ、そのためのプロジェクトとして定住促進プロジェクトを推進することとしているほか、平成28年3月に策定した「小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも、移住・定住促進プロジェクトの取り組みを掲げ、具体的な事業を推進しているところでございます。

1点目の、現在の町の移住・定住についての状況のお尋ねであります。

移住者については、10月末現在で秋田県が取りまとめた資料によりますと、小坂町への移住者は1名となっております。これはNPO法人の秋田移住定住総合支援センターに登録して、移住された方が対象となっております。

なお、町の移住定住総合窓口相談などをして移住された方は、現在のところおりません。総合窓口を通さないで移住された方はある程度いるものと思っておりますが、人数の把握には至っておりません。

また、定住者の人数についても把握はしておりませんが、移住定住促進奨励事業により住宅新築、中古住宅購入など新たに住宅を取得する方に対して、最大60万円の補助金の交付を平成28年度から開始しております。現在まで、新築住宅15件、中古住宅購入11件に対して補助しており、その事業が定住につながっているものと思っております。

2点目の、移住・定住においての町独自の工夫は機能できているかのお尋ねでございます。

町では、移住・定住の促進に向けて、さまざまな分野において町独自の施策を実施しております。

育児、子育てについては、すこやか育児手当の支給や子育てに必要なもののパッケージプレゼント、健康、医療については、各種予防接種の拡大と費用助成、高校生までと妊産婦の医療費助成など、商工業、雇用については、産業振興促進助成、創業チャレンジ支援助成や資格取得支援などを、教育については、児童・生徒を持つ保護者に対して学校生活に関わる一部経費の支援や、学校生活サポート員の配置などを行っております。

そのほか、住環境についても移住定住促進奨励事業のほか、民間活力を利用した土地利用制度、町内の賃貸住宅情報の提供などを行っていることから、各施策については、機能できていると思っております。

3点目の、移住者・定住者が魅力を感じる住宅等の準備ができているかのお尋ねであります。

住宅整備に関しては、若い世代の方に小坂町に住んでいただくために、平成26年度には単身者向けの住宅8戸を、平成29年度には若夫婦や子育て世帯向けのメゾネットタイプの住宅8戸をそれぞれ整備いたしました。

今後の住宅整備については、町の財政状況からも厳しいものがありますので、平成30年度から実施している「民間活力を利用した賃貸住宅建築用地貸付・売却事業」により、賃貸住宅を経営しようとする方に対して、町有地を無償で貸し付け、また、低廉な価格で売却することで賃貸住宅の建築を促進していきます。

また、魅力を感じる住宅までとはいきませんが、引き続き空き家の登録情報や賃貸住宅情報を提供し、移住・定住に結びつけていきたいと考えております。

次に、带状疱疹ワクチン助成についてであります。

带状疱疹は、一度、水痘いわゆる水ぼうそうに感染した後、神経細胞に潜伏したウイルスが、加齢、疲労、ストレスなど、免疫の低下により症状をあらわすものでありまして、神経支配領域に沿って水疱ができ、痛みを伴うものと認識しております。その痛みは、通常4週間から6週間程度続くとされ、水疱が消えた後も3カ月以上にわたり傷みが持続する合併症を併発される方も15%の方に見られるといわれております。

带状疱疹を発症する方のうち、1997年から2011年までの15年間の平均で、1年間に人口1,000人当たり4.4人が発症し、発症率は50歳代から上昇しピークは70歳であったと国内の大規模疫学調査宮崎スタディにおいて報告されております。

国では、平成25年10月に予防接種、ワクチン分科会研究開発及び生産、流通部会で、開発優先度の高いワクチンの1つに带状疱疹ワクチンが選定され、平成28年3月には、薬事、食品衛生審議会で国内で製造された水痘ワクチンが水痘予防に加え、50歳以上の方に対する带状疱疹予防の効能追加の承認がなされました。

さらに、平成28年6月に予防接種、ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価小委員会で、带状疱疹予防を目的に水痘ワクチンを用いた定期接種、法律に基づく予防接種として実施することの是非に関する検討が始まり、現在、定期接種を行った場合に期待される効果や安全性について議論されております。

また、平成30年3月には、带状疱疹の予防を目的とした带状疱疹ワクチンが承認されましたが、現在、未発売となっております。

1点目の、带状疱疹ワクチンに対する助成等はしているかとのお尋ねであります。任意接種であることから、公費負担する制度はございません。

50歳以上の希望者を対象として、水痘ワクチンの接種費用は全額自費で、医療機関により異なりますが、5,000円から1万円としているところが多いようであります。

鹿角市鹿角郡医師会、大館北秋田医師会へ確認したところ、実施している医療機関は把握

していないとのことでしたが、数カ所の診療所では、希望される場合は対応しているとのことでありました。

2点目の、帯状疱疹予防接種の助成をすることは可能かとお尋ねでございますが、先ほど申し述べました新しく承認された帯状疱疹ワクチンが未発売であり、現在、予防目的で接種する場合、乾燥弱毒性水痘ワクチンの接種となります。

しかし、このワクチンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくしたものを原材料としてつくられている生ワクチンであり、抗がん剤や免疫抑制剤、副腎皮質ホルモン内服液などを使用中の方へは使用できないとされております。例えば、関節リウマチの治療を受けている方の多くが免疫抑制剤を服用しているため接種できないこととなります。

ワクチンの安全性について、特段の懸念は報告されておりませんが、50歳以上を対象とした国内臨床実験では、ワクチン接種後6週間から8週間までの副反応の発現割合は、ごく軽いものを含めて50.6%であったと報告もされております。

また、新たに承認された水痘ワクチンは、病原体となるウイルスや細菌の感染する能力を失わせた不活化ワクチンで、生ワクチンと違い免疫抑制剤を服薬している方にも接種可能とされましたが、ワクチン価格が不明であることや接種後の副反応が懸念されることなどから、現時点で、町独自の助成制度の創設する考えはございません。

しかし、接種の意義は大きいものであると認識しております。今後の国の動向を注視しながら、帯状疱疹ワクチン接種に限らず、各種予防接種事業は、安全性を第一に追求し、実施してまいりたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

最初の移住・定住に関しての状況は大体わかりました。

ですが、きのう一応町のほうではできているというふうにお話していましたが、住宅に関してのことについては、多少機能ができていないところもあるんじゃないかというふうにして感じます。

先ほど、町長も少し言われたと思うのですがけれども、魅力を感じると思わないかもしれないけれども、そういう住宅も準備してありますという話だったので、魅力を感じるような住宅でないとやっぱり誰も住まないと思うのです。

できるだけ魅力のあるものをちゃんと住む人のニーズに合うように準備してほしいと思いました。

移住してくる方は、大体Uターンの方がほとんどだと伺っております。中には、ことしの台風などによって災害で被災された方もおまして、安全な土地を求めて移住したと伺っております。

小坂町や鹿角市の圏内は比較的災害の少ない土地でもありまして、鹿角市では、移住・定住の支援とともにあわせて就労に関する支援もしていることから、確実に人口増の実績につながっていると考えております。

また、不動産会社と市が協定を結んでおり、すぐ入居できる状態の建物も準備できていると伺っております。

町では、そのような協定などを結んでいる不動産会社はあるかどうかお伺いいたします。

また、各自治会から空き家、貸家等の情報を収集しているかもあわせてお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） まず1つ目の不動産会社との提携はということですがけれども、町内に不動産会社はございません。ですので、提携するところがなくて、もしあったとしても1社だとすると、特定業者との連携になりますので、ちょっとその辺はなかなか難しいのかなと思っています。

鹿角市については、何社かありまして、その団体と提携してやっているというふうに聞いておりましたので、それは鹿角市のほうは多分やりやすいかと思えますけれども、町としてはちょっとなかなかその分は難しいのかなというふうに思います。

あと、貸家関係の提携につきましては、空き家登録していただいた方とかと町内の賃貸住宅に関しては、町のホームページとか総合窓口の中でもご紹介はしておりますけれども、そのほかの部分については、ちょっと町では把握しておりませんので、その部分は民間の不動産会社、鹿角市さんの不動産会社で扱っている物件等もあると思っておりますので、その辺もうまく提携できれば、今後そういう部分についてはつながっていくのかなというふうには考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 大変申しわけありません。今、お話している中で、各自治会とかの会長とかから空き家とか貸家の情報収集というのは町のほうではしているのかどうかということもお伺いしたのですけれども、お願いします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） その件に関しましては、特に町として収集している状況ではありません。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

町では、協定を結ぶような不動産会社はないということでしたが、鹿角市とか隣の町の不動産会社とそういう協定を結ぶということは不可能ですか可能ですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） ちょっと先ほども言いましたけれども、特定の業者との提携はまず難しいと思います。

なので、団体として、そういう機能しているところがあれば、そこは可能かと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） わかりました。ありがとうございます。

先ほど、私、2つ目に自治会長などから空き家とか貸家の情報収集しておりますかという問いに対しては、そういうことはやっていないというふうにしてお伺いしたのですが、せっかく本当に町に多くの方が移り住んでほしいと思うのであれば、そういうことも必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） その件に関しては、必要なことかと思いますが、個人情報の関係がございますので、かなり慎重に取り扱わないと、例えば自治会長さんがその家の内容を全て把握したものを町にお知らせするというのも果たしてどうかと。かなりその辺は慎重に対応しないとまずいと思っていますので、その辺はちょっと町としてもちょっと検討しながら対応したいと思います。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

朝夕、小坂町も通勤時間の車の数を見ると、小坂町に仕事で通っている方が大勢いるはずだと思っております。鹿角市、大館市は通勤圏内でありまして、小坂町が住みよいと思えば移り住んでいただけるものと考えております。

ぜひ小坂町でも空き家対策とともに、移住・定住も今一步踏み込んだ対策を考えて、町単独ではなくて、いろいろな会社やまた、周りの方の力を借りながら、団体の力も借りながら、

若者が移り住んでいただけるような環境をつくっていただけますようよろしくお願い申し上げます。1点目の最初の質問を終わります。

続きまして、带状疱疹の質問についてでありますけれども、先ほどいろいろお伺いしたところ、まだワクチン価格が不明だとか、あと免疫抑制がどこまでできているか、また、安全性にちょっと不安なところがあるというふうにしてお伺いいたしました。その中でも、私の知っている方なのですが、毎日あらゆる病気で受診をしに来る患者さんの治療にあたっている開業医のドクターが自分が带状疱疹に罹患した壮絶な体験をもとに、ぜひ政治的な対応をと依頼されました。

病院の待合室にパンフレットを置いてあるものの、接種した人は皆無の状態だそうです。

なってみて初めてわかるつらい病気も、県、国、市町村が先頭に立って進めていってほしいとの依頼でした。带状疱疹も私もかかったことあるのですが、本当に1つ発疹ができただけでそれがすごい病んで大変な思いして、これが高齢の方がたくさんの带状疱疹できて痛みを耐えるということは本当に大変なことだろうなというふうにして感じました。

また、その带状疱疹も後々神経痛となって出てくるということもよく覚えておりますので、その神経痛も苦痛、すごい痛いので、毎日それが続くとなると大変な苦痛になると思います。

町が、全国に先駆けて带状疱疹に助成金出すことによって、県や国を動かすことにつながると思いまして、この質問をさせていただきました。

町民の健康維持と安心した暮らしができるよう、また、小坂町で生活することに魅力を感じていただけるような工夫で、多くの方に移住・定住していただけますよう心からお願い申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたしました。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月6日午前10時から再開いたします。

散会 午後 1時45分